

山陰海岸ジオパークガイド認定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、山陰海岸ジオパークへの訪問者のサービス向上とガイドの資質の向上を図るために、その能力がガイドとしての基準を満たす者を「山陰海岸ジオパークガイド」に認定する。

この要綱は、「山陰海岸ジオパークガイド」を認定するに当たり、その基準及び具体的手続きを定めるものである。

(定義)

第2条 山陰海岸ジオパークガイド（以下「ジオパークガイド」という。）及び山陰海岸ジオパークガイドコーディネーター（以下「ガイドコーディネーター」という。）の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ジオパークガイド：山陰海岸ジオパーク内の特定のジオサイトについて案内ができるほか、ジオパーク制度の理念、概要及び山陰海岸ジオパークのテーマを説明することができ、かつ接遇、危機管理、自然保護に関して一定の知識を有するとともに、第3条第1項の基準を満たす者。

(2) ガイドコーディネーター：ジオパークガイドとしての能力に加えて、山陰海岸ジオパークに関して深い知識を有し、ジオパークエリア内の各地のガイドと調整し、広域にまたがるツアーやイベントをコーディネートできる者。また、山陰海岸ジオパークを代表するガイドとして、推進協議会の活動に賛同する意志を有するとともに第9条の基準を全て満たす者。

第2章 ジオパークガイド

(認定の基準)

第3条 ジオパークガイドは、山陰海岸ジオパークを訪問する者へのサービス向上のためにガイドする者であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす者とする。

(1) 第18条に定める山陰海岸ジオパークガイド養成講座（以下「養成講座」という。）の全ての講習を受講していること。

(2) 第15条第1項に定める山陰海岸ジオパーク登録ガイド団体（以下「登録ガイド団体」という。）に所属していること。

(3) ガイドが、ガイド利用者や第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時に備える保険（賠償責任保険）に加入していること。

(4) ガイド中のガイド利用者のケガ又は死亡に備える保険（傷害保険）の加入に努めること。

2 前項第3号、第4号に掲げる保険の補償金額、補償範囲等はガイド内容やサイトの実情等に応じ、個別に保険会社と契約すること。ただし、第15条第1項第3号、第4号により、所属団体が保険加入することで、ガイド個人が加入するのと同じ効果が得られる場合は、ガイド個人による加入を除くことができる。

(認定の手続き)

第4条 ジオパークガイドの認定に係る事務は、推進協議会が行う。

- 2 ジオパークガイドの認定を希望する者は、様式第1号により登録ガイド団体又は市町を経由して推進協議会にガイド認定申請を行う。
- 3 登録ガイド団体又は市町は、前項の規定により認定申請書の提出があったときは、前条第1項の基準を満たしているか確認し、適当と認められるときは、当該申請書を推進協議会に送付する。
- 4 推進協議会は、前項の規定により認定申請書が送付されたときは、前条第1項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、ジオパークガイド認定証を様式第2号により申請者に交付する。
- 5 推進協議会は、ジオパークガイドを認定したときは、当該ジオパークガイドの所属する登録ガイド団体及び主にガイド活動を展開している市町に対して通知する。

(有効期間、更新及び失効)

第5条 ジオパークガイドの有効期間は、認定された日（更新された場合は更新された日）の翌日から起算して3年間とする。

- 2 ジオパークガイドの更新要件は、有効期間内に別表1に掲げる実績に対しての点数の合計が15点以上あることとする。
- 3 更新を希望する者は、有効期限の10日前までに登録ガイド団体又は市町を経由して、推進協議会に対して様式第3号により更新申請を行う。
- 4 登録ガイド団体又は市町は、前項の規定により更新申請書の提出があったときは、第2項の基準を満たしているか確認し、適当と認められるときは、当該申請書を推進協議会に送付する。
- 5 推進協議会は、前項の規定により更新申請があったときは、第2項の基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを認定し、ジオパークガイド認定証を様式第2号により申請者に交付する。
- 6 更新を希望しないジオパークガイドは、認定証を推進協議会に返納しなければならない。
- 7 ジオパークガイド認定証は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その効力を失う。
 - (1) 第1項の期間内に更新しなかったとき。
 - (2) ガイドすることができないことが明らかなきとき。

(認定後の措置)

第6条 ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故やトラブルについては、ジオパークガイド本人及びその所属団体が責任をもって対応する。

- 2 ジオパークガイド及びその所属団体は、ジオパークガイドの更新にかかる案内実績を様式第4号に記録する。
- 3 ジオパークガイド及びその所属団体は、ガイド能力のスキルアップに努め、ジオパークガイドの更新にかかる別表1に掲げるスキルアップの実績を様式第5号により記録する。
- 4 推進協議会は、ホームページ等においてジオパークガイドが所属する団体の概要を掲載して、ジオパークガイドの活動を支援する。

(辞退)

第7条 第5条の規定にかかわらずジオパークガイド本人が認定辞退を希望したときは、いつでも辞退できる。

2 ジオパークガイドは、認定を辞退しようとするときは、ジオパークガイド認定証を推進協議会に返納しなければならない。

(認定の取り消し)

第8条 山陰海岸ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）は、ジオパークガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、ジオパークガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段でもってジオパークガイドの認定を受けていたとき。

(2) その他山陰海岸ジオパーク及びジオパークガイドの信用を著しく失墜させたとき。

2 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第6号により本人並びに当該ジオパークガイドの所属する登録ガイド団体及び主にガイド活動を展開している市町に通知する。

3 認定を取り消されたジオパークガイドは、速やかに認定証を推進協議会に返納しなければならない。

4 会長は、第2項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

第3章 ガイドコーディネーター

(認定の基準)

第9条 ガイドコーディネーターは、ジオパークエリア内の各地のガイドと調整し、広域にまたがるツアーやイベントをコーディネートできる者であり、また、推進協議会からの要請により、日本ジオパークネットワーク全国大会等において、山陰海岸ジオパークを代表してエリア内外の者に山陰海岸ジオパークを広報し、ガイド事例等の報告を積極的に行っていこうとする者で、次の各号に掲げる基準を全て満たす者とする。

(1) 認定申請の時点でジオパークガイドに認定されていること。

(2) ガイド活動を展開している市町の推薦を得ていること。

(3) 推進協議会が実施する試験において適当であると認められること。

(認定の手続き)

第10条 ガイドコーディネーターの認定を希望する者は、会長が別に定める日までに様式第7号に次条第2項により交付された推薦書を添えて会長に認定申請を行う。

2 前項の規定により申請があったときは、申請者に対して筆記、実技、面接試験を実施し、適当と認められる時は、これを認定し、ガイドコーディネーター認定証を様式第8号により交付する。

(市町の推薦)

第11条 第9条第1項第2号にいう市町の推薦を希望する者は、様式第9号により、主にガイド活動を展開している市町に申請する。

2 市町は、ガイドコーディネーターの認定を希望する者から、前項の規定による推薦書の依頼があったときは、次の各号に掲げる基準により審査を行い、適当と認められるときは、推薦書を様式第10号により交付する。

(1) ジオパークガイドとして観光客にジオサイトを案内するなどの活動実態があること。

(2) ジオパーク活動に積極的であること（推進協議会、市町等が主催するジオパーク関連イベントに

講師、ガイドとして協力した実績がある等)

(認定後の措置)

第 12 条 推進協議会は、ホームページ等において第 10 条第 2 項の規定により認定したガイドコーディネーターの氏名、顔写真等のプロフィール及び所属する団体の概要を掲載して、ガイドコーディネーターの活動を支援する。

(有効期限)

第 13 条 ガイドコーディネーターの有効期限は定めない。ただし、ジオパークガイドの効力を失効した場合は、同時にガイドコーディネーターの資格も失効したものとする。この場合、速やかに認定証を推進協議会に返納しなければならない。

(準用)

第 14 条 ガイドコーディネーターの辞退及び認定の取り消しについては、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。この場合、「ジオパークガイド」は「ガイドコーディネーター」に読み替えるものとする。

第 4 章 登録ガイド団体

(登録の要件)

第 15 条 登録ガイド団体は、山陰海岸ジオパークを訪問する者へのサービス向上を図るためにガイドをしようとする者が組織する団体であって、次の各号に掲げる要件を全て備えた団体とする。

- (1) ガイドが 3 人以上所属するガイド団体であること。
- (2) 様式第 11 号で求める公表のための項目を明示できること。なお、登録ガイド団体の申請時点においては、他の登録ガイド団体の所属でも、申請団体の所属とみなす。
- (3) ガイドが、ガイド利用者や第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時に備える保険（賠償責任保険）に加入していること。ただし、登録ガイド団体が、府县市町の機関である場合は、この限りではない。
- (4) ガイド中のガイド利用者のケガ又は死亡に備える保険（傷害保険）の加入に努めること。
- (5) 団体の規約が定められてあること。ただし、登録ガイド団体が、府县市町の機関である場合は、この限りではない。

2 前項第 3 号、第 4 号に掲げる保険の補償金額、補償範囲等はガイド内容やサイトの実情等に応じ、個別に保険会社と契約すること。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号により、ガイド個人が保険加入することで、所属団体が加入すると同じ効果が得られる場合は、所属団体による加入を除くことができる。

(登録の手続き)

第 16 条 登録ガイド団体として登録を希望するガイド団体は、会長に対して、様式第 11 号に団体の規約及び前条第 1 項第 3 号、第 4 号の保険加入を証する資料を添付し、申請を行う。

2 会長は、前項の規定により登録ガイド団体の申請があったときは、前条第 1 項に掲げる要件を満たしているか審査し、適当と認められるときは、これを登録し、様式第 12 号により申請者に通知する。

(登録の取り消し)

第 17 条 会長は、登録ガイド団体が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、当該団体の登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段でもって登録ガイド団体の登録を受けていたとき。

(2) その他山陰海岸ジオパーク及び登録ガイド団体の信用を著しく失墜させたとき。

2 会長は、前項の規定により登録を取り消したときは、様式第 13 号により当該ガイド団体にその旨を通知する。

3 会長は、前項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

第 5 章 養成講座

(認定の基準)

第 18 条 山陰海岸ジオパークを訪問する者へのサービス向上とガイドの資質向上を図るための養成講座は、別表 2 を満たすものに限る。

(認定の手続き)

第 19 条 前条に掲げる養成講座を実施しようとする者は、当該年度第 1 回目の受講者を募集しようとする 1 か月前までに、会長に対して様式第 14 号を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により養成講座の認定申請があったときは、前条に掲げる基準を満たしているか審査し、適当と認められるときは、様式第 15 号により申請者に通知する。

(認定後の措置)

第 20 条 養成講座を実施する者は、当該講座の開催の告知において、当該講座が養成講座であることを明示するとともに、具体の開講日時等を推進協議会に連絡する。

2 推進協議会は、ホームページ等において各養成講座の開講日時等の情報を掲載するなど、開催を支援する。

3 養成講座の受講者は、別表 2 の「区分」欄に掲げる講習のうち「1 ジオパーク基礎講習」「3 ガイド共通講習」「4 リスクマネジメント」については、複数の養成講座を相互に受講することができる。ただし、養成講座の実施主体は、その都合により相互受講者の受講を制限できる。

4 養成講座を実施する者は、出席簿等を作成して受講者の受講状況を把握し、受講者から受講の事実の証明依頼があったときは、受講証明書等を発行しなければならない。

5 養成講座の各講習を受講した事実の効力は、受講した日の属する年度の次年度末日までとする。

6 会長は、必要に応じて養成講座を実施する者に対して、当該養成講座の実施状況、テキストの内容等について報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第 21 条 会長は、認定した養成講座の実施主体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、認定を取り消すことができる。

(1) 養成講座の内容に明らかな誤りがあって、それに対する推進協議会からの是正指導に従わないとき。

(2) 受講者の出席等について、適正な管理がなされておらず、それに対する推進協議会からの是正指

導に従わないとき。

- (3) 虚偽その他不正の手段でもって養成講座の認定を受けていたとき。
 - (4) 養成講座を実施する能力が著しく欠けることが明らかなきとき。
 - (5) その他山陰海岸ジオパークの信用を著しく失墜させたとき。
- 2 会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第 16 号により当該養成講座の実施主体に通知する。
 - 3 会長は、前項の取り消しによって生じた損害の一切を負担しない。

第6章 雑則

(その他)

第 22 条 この要綱により難い事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 25 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 平成 25 年 1 月 25 日の時点で別表 3 に掲げる団体に所属するガイドは、別表 2 に掲げる講習のうち「2 ジオサイト専門講習」を受講したものとみなす。また、推進協議会が平成 25 年 2 月 20 日に開催のガイド交流会に出席した者は、同表に掲げる講習のうち「1 ジオパーク基礎講習」及び「3 ガイド共通講習」「4 リスクマネジメント」を受講したものとみなす。
- 3 上記規定に基づき、すでに 1 種ガイドとして認定を受けている者は本要綱の 1 種ガイドとみなす。
- 4 平成 25 年度に第 1 期の 2 種ガイドとして推進協議会と市町が協議のうえ決定した者は、第 3 章の規定にかかわらず、本要綱の 2 種ガイドとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）

ジオパークガイドの更新要件

区分	実績	点数 1回につき	更新要件		
案内	①案内	1点	3年間で 3点以上	案内、スキルアップの実績の合計が3年間で15点以上	
スキルアップ	②山陰海岸ジオパーク推進協議会が主催する事業への出席（山陰海岸ジオパークフォーラム、ガイド交流会、学術研究奨励事業発表会等）	1点	②～⑤の合計が3年間で3点以上		
	③全国大会、全国研修会等への参加（JGN、APGN、GGN主催大会）	出席			2点
		出展・発表			3点
	④山陰海岸ジオパークエリア内各府县市町、登録ガイド団体等が主催するガイド向けの研修会、勉強会、交流会等への出席	1点（ガイド団体が一般向け人を集めて行う事業は2点）			
⑤その他、ガイドのスキルアップに資するものへの出席（地質・地学に関する講座、外国人対応に関する講座、危機管理に関する講座、ジオツーリズムに関する講座等）	1点				

別表2（第18条関係）

養成講座の基準

区分	内容	講師の目安
1 ジオパーク基礎講習	①ジオパーク概要 <ul style="list-style-type: none"> ・「ジオパーク」の理念、歴史 ・登録要件（世界遺産との違い） ・世界ジオパークネットワークについて ・日本ジオパークネットワークについて 	推進協議会の専門員、学術部会委員、事務局職員、ガイドコーディネーター
	②山陰海岸ジオパークの概要 <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし」 ・地理的範囲、面積、構成府県市町 ・地形、地質学的特徴 ・国際的重要性 ・日本ジオパークネットワーク及び世界ジオパークネットワーク加盟認定までの経緯 ・生態系について ・人々の暮らしについて ・レスボス島ジオパーク（姉妹提携）について 	
2 ジオサイト専門講習	①ジオサイトの地形・地質 <ul style="list-style-type: none"> ・各ジオサイトの地形・地質に係る講習 	推進協議会の専門員、学術部会委員、地元の有識者、ガイドコーディネーター
	②ジオサイトの歴史・動植物・生活文化 <ul style="list-style-type: none"> ・各ジオサイトの歴史・動植物・生活文化に係る講習（講習実施主体の判断で、サイトの性格に応じて分野及び時間数の配分をすること） 	
3 ガイド共通講習	①ガイドとしてのマナー、接遇 <ul style="list-style-type: none"> ・接客接遇マナーについて ・お客様とのコミュニケーション方法 ・クレーム対応の方法 	地元の旅館関係者、ガイドコーディネーター、接遇の専門家など
	②自然公園法 <ul style="list-style-type: none"> ・国立、国定、県立自然公園内の具体的な規制と許認可手続について 	環境省自然保護官
4 リスクマネジメント	①心肺蘇生、応急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ケガ人、病人が出た場合の対応 ・人工呼吸と胸骨圧迫を行う「心肺蘇生法」（消防署で行う「救命講習（救急講習）」レベルの内容） 	消防署職員
	②保険の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・傷害保険、賠償保険の知識 	保険会社社員

注1：上記はあくまでも養成講座内容の最低ラインであり、養成講座の実施主体の判断で、より高レベルの講習や修了試験を実施してもよい。時間数は講習の実施主体の判断で決めること。

注2：上記1～4の各講習の開催順序は、養成講座の実施主体の判断で決めてよい。

注3：上記1～4の各講習の講師は、養成講座の実施主体が「講師の目安」欄を参考にして決めること。

注4：「4 リスクマネジメント」のうち「①心肺蘇生、応急措置」の「内容」欄に相当する講習を別途受講済みであるときは、重ねて受講する必要はない。この場合、ジオパークガイド認定申請時には当該講習を受講した事実を証明する書類（受講証、履修証明書、資格証等）の写しを添付すること。

別表 3 (附 則)

(記載省略)